

231-8434

神奈川県横浜市中区北中通り5-57

横浜第2合同庁舎8F 神奈川県労働局 労災補償課

丸山様

250-0631

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1260-68

野田頭 宜教

ご依頼

この度は受付のご連絡を頂きありがとうございました。当方をいたしましても嬉しく思います。何点か素朴な疑問がありますのでご回答いただけると助かります。先に入谷氏の対応につきまして、また、小田原労働基準監督署の対応について文書にて説明させて頂きました。小田原労働基準監督署と箱根町を通して労災申請を行う上で手続きに関して親切に対応する必要は法的にはない事は以前の文書でも触れさせて頂きました。ただ、法的に善意と悪意として入谷氏は労災申請について時効がある事を知っていながら申請そのものの妨害を受けたという認識です。それに対しての対処としては国家賠償訴訟等に訴えるしかないのでしょうか？